



2026年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 渡邊 壽信
コード番号 7173 東証プライム市場
問 合 せ 先 経営企画部長 中村 太樹
(TEL 03-6447-5799)

第1回第一種優先株式の当社普通株式への転換及び消却、株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、当社が発行する第1回第一種優先株式の全部を保有する三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 米山 学朋、以下「三井住友信託銀行」といいます。）より、その保有する当該優先株式の全部について、第1回第一種優先株式に係る当社普通株式を対価とする取得請求権に基づき、当社普通株式を対価とする取得請求を、後記「Ⅱ. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に定義する売出価格等決定日（以下「第1回取得請求日」といいます。）に行う意向である旨、及び後記「Ⅱ. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」といいます。）の受渡期日の翌営業日（以下「第2回取得請求日」といいます。）に行う予定である旨の連絡を受けております。これに伴い、当社普通株式への転換（以下「本転換」といいます。）がなされますので、下記の通りお知らせいたします。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本件売出し」といいます。）について、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。本件売出しは、三井住友信託銀行より本転換により取得する全ての当社普通株式（単元未満株式を除く）を売却したい旨の意向を確認したため決定いたしました。三井住友信託銀行は、第1回取得請求日に交付を受けた当社普通株式及び同社が既に保有する当社普通株式の合計 5,498,500 株を、引受人の買取引受による売出しの売出株式に充当します。なお、本件売出しは、三井住友信託銀行が本転換により交付される全ての当社普通株式（単元未満株式を除く）を売却することを目的としていることから、引受人の買取引受による売出しの売出株式数は、三井住友信託銀行が第1回取得請求日及び第2回取得請求日に交付を受ける当社普通株式数の合計数（単元未満株式数を除く）と同数に設定しております。当社としては、本件売出しを通じて、株主層の拡大及び多様化を目指

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、第1回第一種優先株式の当社普通株式への転換及び消却、株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」といいます。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

すものであります。なお、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 178 条に基づき、第 1 回取得請求日及び第 2 回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求が行われて当社が当該優先株式の全部を取得することを前提に、当社が取得した当該優先株式の全部を第 2 回取得請求日付で消却することを決議しておりますので、併せてお知らせいたします。

また、本転換及び本件売出しに関連して、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

なお、当社が発行した第二種優先株式についても、本日開催の取締役会において、第二種優先株式に係る金銭を対価とする取得条項を行使し、第二種優先株式の全部を取得すること、及び会社法第 178 条に基づき第二種優先株式の全部を消却することを決議しております。詳細は、本日公表の「第二種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

当社が発行した優先株式につきましては、本転換・消却及び第二種優先株式の取得・消却によりその残高が全て消滅することになります。

記

I. 第 1 回第一種優先株式の普通株式への転換及び消却の概要

1. 第 1 回第一種優先株式の普通株式への転換の概要

(1) 発行済第 1 回第一種優先株式数（本転換前）	750,000 株
(2) 第 1 回取得請求日付で転換する第 1 回第一種優先株式数	560,000 株
(3) 第 2 回取得請求日付で転換する第 1 回第一種優先株式数	190,000 株
(4) 未行使の第 1 回第一種優先株式数（本転換後）	0 株
(5) 第 1 回取得請求日付の転換により増加する普通株式数	4,105,571 株
(6) 第 2 回取得請求日付の転換により増加する普通株式数	1,392,961 株
(7) 本転換により増加する普通株式数	5,498,532 株

(注) 本優先株式の詳細につきましては、2016 年 6 月 3 日付「第三者割当による第 1 回第一種優先株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 第 1 回第一種優先株式の消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 第 1 回第一種優先株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 750,000 株（発行済第 1 回第一種優先株式の全部） |
| (3) 消却予定日 | 第 2 回取得請求日 |

(注) 消却については、第 1 回取得請求日及び第 2 回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求が行われて当社が当該優先株式の全部を取得することを条件とします。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、第 1 回第一種優先株式の当社普通株式への転換及び消却、株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」といいます。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(ご参考) 本転換及び消却後の発行済普通株式及び第1回第一種優先株式の総数

種類	本転換及び消却前	本転換及び消却後	増減
普通株式	30,650,115株	36,148,647株	+5,498,532株
第1回第一種優先株式	750,000株	0株	△750,000株

II. 株式の売出し

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 5,498,500株
- (2) 売出人 三井住友信託銀行株式会社
- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年5月19日(火)から2026年5月22日(金)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」といいます。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）
- (4) 売出方法 野村證券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」といいます。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで
- (6) 受渡期日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 渡邊壽信に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 824,700株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、第1回第一種優先株式の当社普通株式への転換及び消却、株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」といいます。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- | | |
|---|--|
| (2) 売出人 | 野村證券株式会社 |
| (3) 売出価格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売出方法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 824,700 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申込期間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) 受渡期日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申込証拠金 | 1 株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 渡邊 壽信に一任する。 | |

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本文書の冒頭に記載の通りであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 824,700 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、824,700 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」といいます。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 6 月 19 日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 6 月 19 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」といいます。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーア

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、第 1 回第一種優先株式の当社普通株式への転換及び消却、株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」といいます。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記の通りシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である三井住友信託銀行株式会社並びに当社の株主である東京都、株式会社マースグループホールディングス、株式会社みずほ銀行及びフクダ電子株式会社は野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。なお、売出人である三井住友信託銀行株式会社による上記当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨の合意には、第二回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求を行った場合に交付を受ける当社普通株式の売却等についても含まれます。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、第1回第一種優先株式の当社普通株式への転換及び消却、株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」といいます。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

Ⅲ. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

当社が発行する第1回第一種優先株式の全部を保有する三井住友信託銀行より、その保有する当該優先株式の全部について、第1回第一種優先株式に係る当社普通株式を対価とする取得請求権に基づき、当社普通株式を対価とする取得請求を、第1回取得請求日に行う意向である旨、及び第2回取得請求日に行う予定である旨の連絡を受けております。これに伴い、当該第1回第一種優先株式は第1回取得請求日及び第2回取得請求日付で当社普通株式に転換され、同社が当社普通株式を取得することにより、第1回取得請求日において同社が一時的に当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりますが、第1回取得請求日付で取得した当社普通株式及び同社が既に保有する当社普通株式との合計 5,498,500 株を、引受人の買取引受による売出しにより売却することにより、主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しなくなることが見込まれます。なお、当該株主による第2回取得請求日に行う予定の当該取得請求に伴う当社普通株式の取得においては主要株主の異動は生じません。

2. 異動する株主の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 取締役社長 米山 学朋 |
| (4) 事業内容 | 信託業務・預金業務・貸付業務・外国為替業務・証券業務
(公共債の売買等) 他 |
| (5) 資本金 | 3,420 億円 |

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (2026年3月31日現在) (注) 1	22,906 個 (普通株式 2,290,600 株)	7.67%	第2位
異 動 後 ① (注) 2、4	63,961 個 (普通株式 6,396,171 株)	18.82%	第1位
異 動 後 ② (注) 3、4	729 個 (普通株式 72,971 株)	0.21%	—

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、第1回第一種優先株式の当社普通株式への転換及び消却、株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」といいます。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

異動後③ (第2回取得請求日) (注) 5、6	14,659 個 (普通株式 1,465,932 株)	4.14%	第3位
-------------------------------	--------------------------------	-------	-----

- (注) 1 異動前の議決権の数は、当該株主が 2026 年 3 月 31 日現在で所有する普通株式 2,290,600 株に基づくものであります。また、異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2026 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数 298,644 個（発行済株式総数 33,400,115 株から議決権を有しない株式として第 1 回第一種優先株式 750,000 株を含む株式 3,535,715 株を控除した数）を基準として算出しております。
- 2 異動後①の議決権の数（所有株式数）は、異動前の所有株式数に当該株主が第 1 回取得請求日に取得する株式数 4,105,571 株を加算した場合の議決権の数（所有株式数）です。
- 3 異動後②の議決権の数（所有株式数）は、異動後①の所有株式数に引受人の買取引受による売出しにより売却される当社普通株式数 5,498,500 株及び前記「Ⅱ. 株式の売出し 2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのために野村証券株式会社に対し貸出される上限数である 824,700 株を控除した場合の議決権の数（所有株式数）です。
- 4 異動後①及び異動後②の総株主の議決権の数に対する割合は、異動前の議決権を有する発行済株式数 29,864,400 株に第 1 回取得請求日に増加する当社普通株式数 4,105,571 株を加算した株式数 33,969,971 株における議決権の数 339,699 個を総株主の議決権の数として算出しております。
- 5 異動後③の議決権の数（所有株式数）は、異動後②の所有株式数に当該株主が第 2 回取得請求日に取得する予定の当社普通株式数 1,392,961 株を加算した場合の議決権の数（所有株式数）です。
- 6 異動後③の総株主の議決権の数に対する割合は、異動後②の議決権の対象となる発行済株式数 33,969,971 株に第 2 回取得請求日に増加する予定の当社普通株式数 1,392,961 株を加算した 35,362,932 株における議決権の数 353,629 個を総株主の議決権の数として算出しております。
- 7 総株主の議決権の数に対する割合については、小数点以下第 3 位を切り捨てて記載しております。
- 8 大株主順位は、2026 年 3 月 31 日現在の株主名簿による所有議決権数の順位に基づくものです。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、第 1 回第一種優先株式の当社普通株式への転換及び消却、株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」といいます。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 異動予定日

- (1) 第1回第一種優先株式の当社普通株式を対価とする取得請求による当社普通株式の取得に伴う異動予定日
第1回取得請求日
- (2) 引受人の買取引受による売出しによる異動予定日
引受人の買取引受による売出しの受渡期日（売出価格等決定日の5営業日後の日）

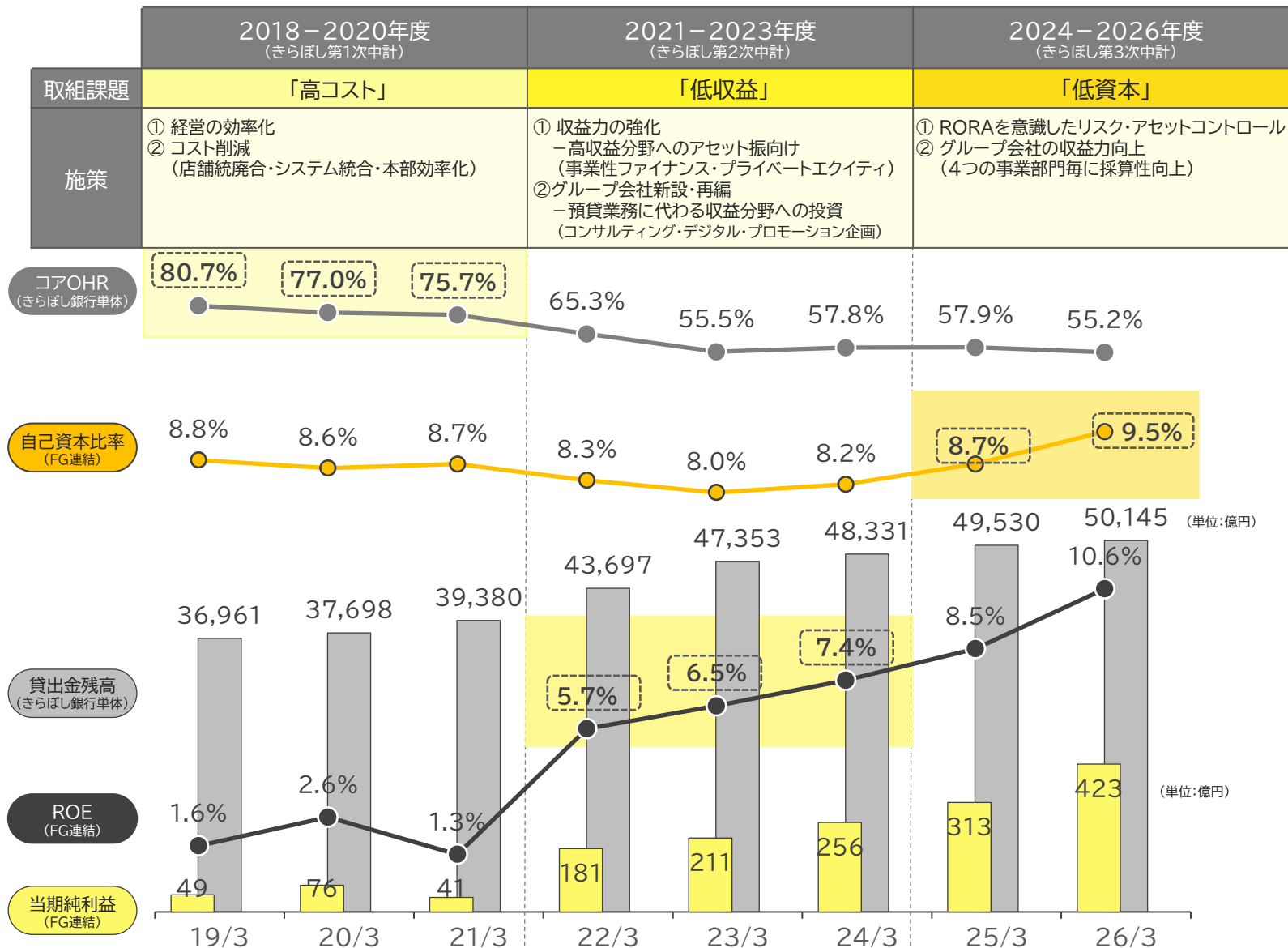
5. 今後の見通し

今回の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動による当社業績への影響はありません。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、第1回第一種優先株式の当社普通株式への転換及び消却、株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」といいます。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

優先株式を活用した当社戦略の振り返り



今後の方向性

「成長」

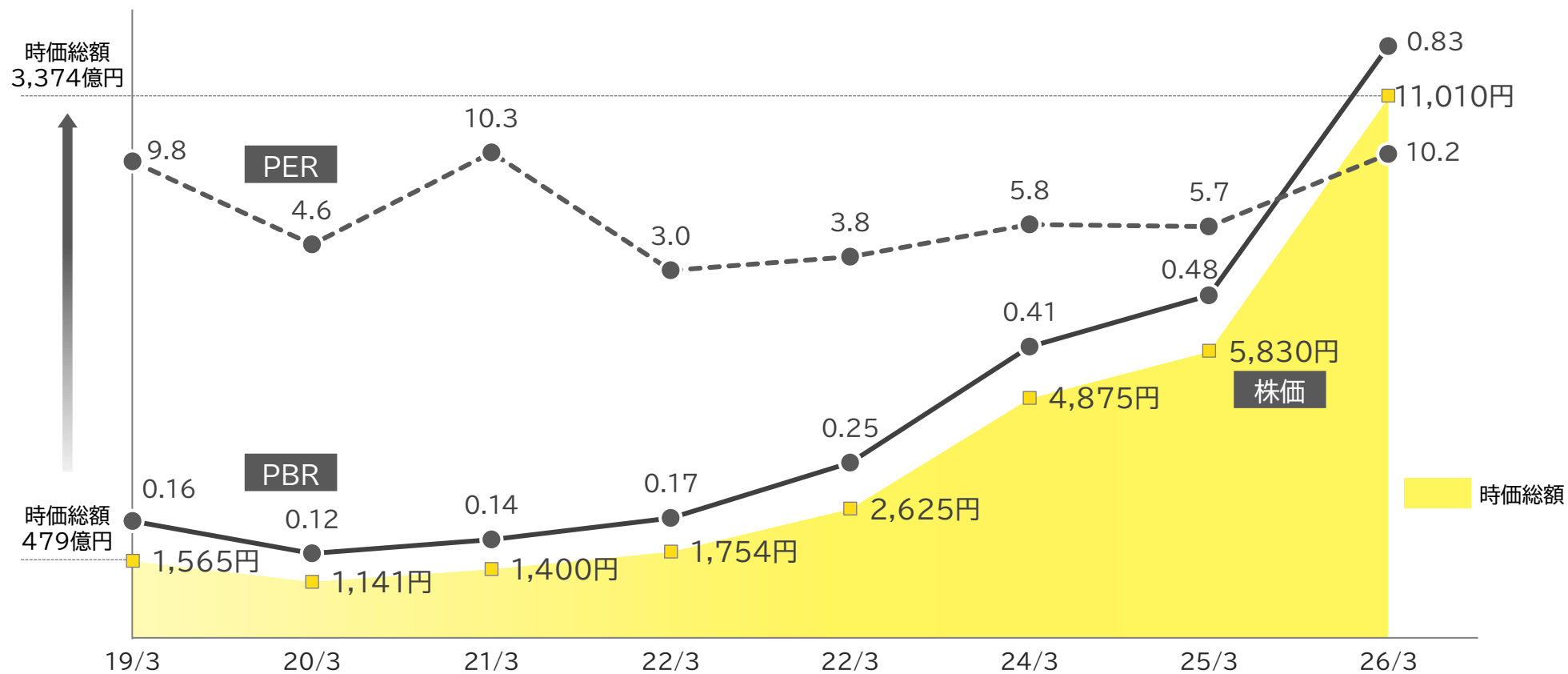
- ① 中小企業のバリューアップ・課題解決によるメイン化推進 (事業承継、M&A、海外進出、人材、DX化)
- ② 新たな産業の創出 (スタートアップ)
- ③ 金融プラットフォームの展開
- ④ 株主還元



「TOKYOマーケット」
における特色を活かした
中小企業戦略の実現

当社の株価関連指標

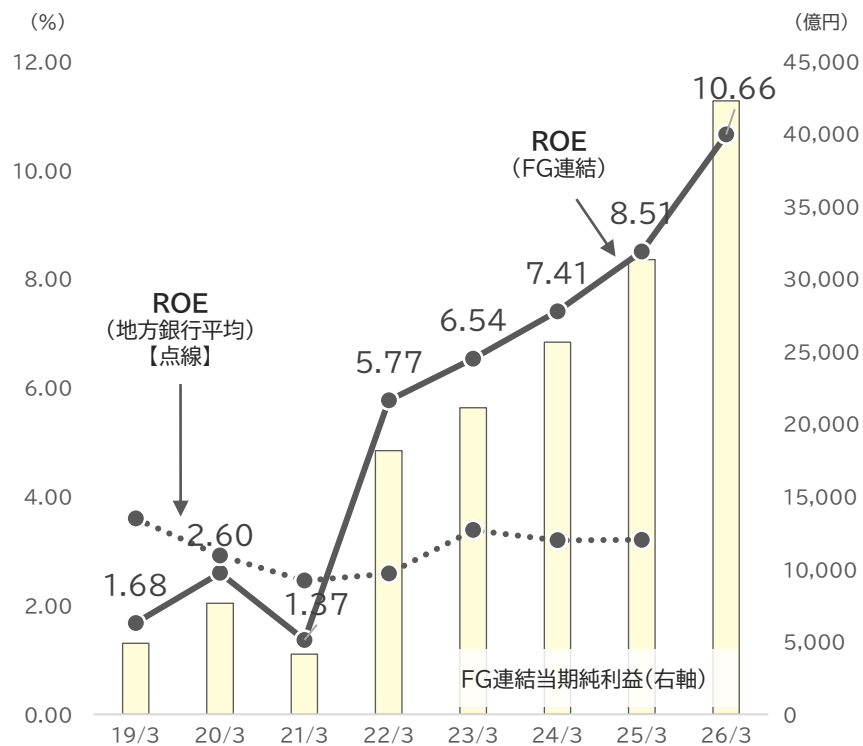
■ 2026年3月31日時点で、時価総額3,374億円、PBR約0.8倍に上昇



(備考)証券会社提供データにより作成

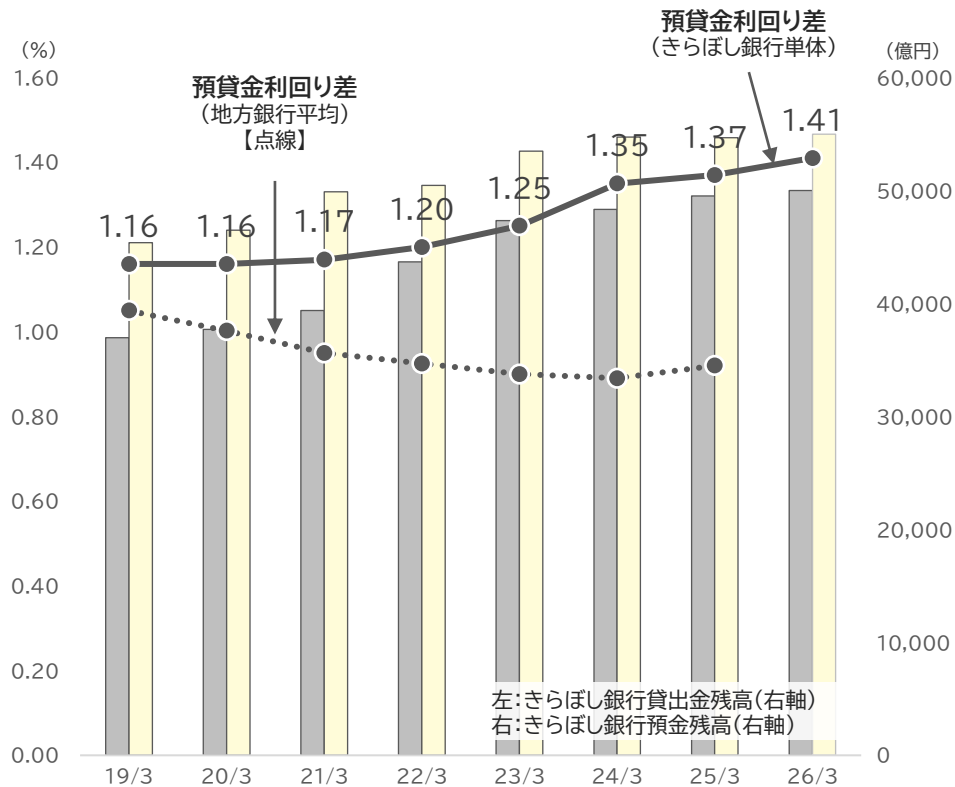
主要計数の地方銀行平均との比較

■ ROE(FG連結)は2022/3期以降高水準で推移しており地銀平均と比較し資本効率が高い



(備考)証券会社提供データにより作成

■ 預貸金利回り差(BK単体)は、メイン化・事業性ファイナンスの取組みにより、地銀平均比高水準

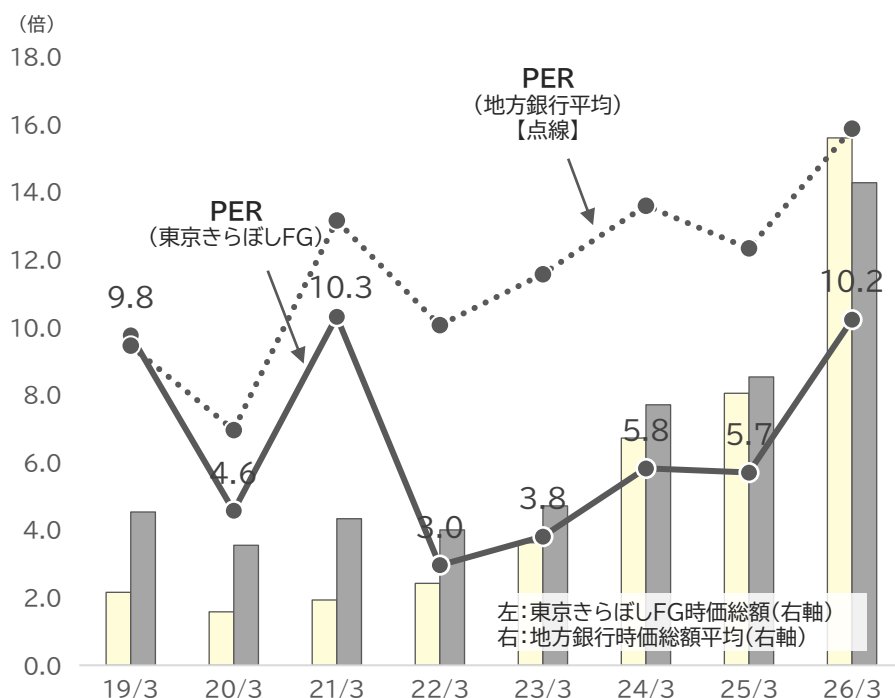


(備考)証券会社提供データにより作成

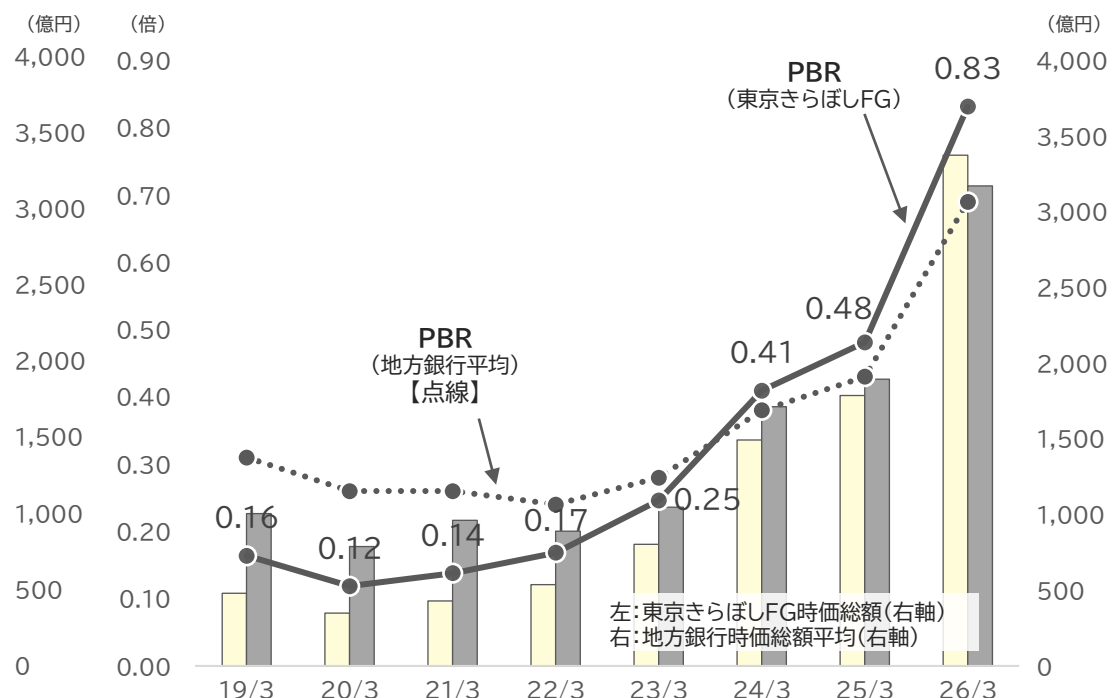
主要計数の地方銀行平均との比較

■ 当行のPERは、地銀平均と比較し低水準

■ PBRは、ROEの向上により地銀平均水準以上に



(備考)証券会社提供データにより作成

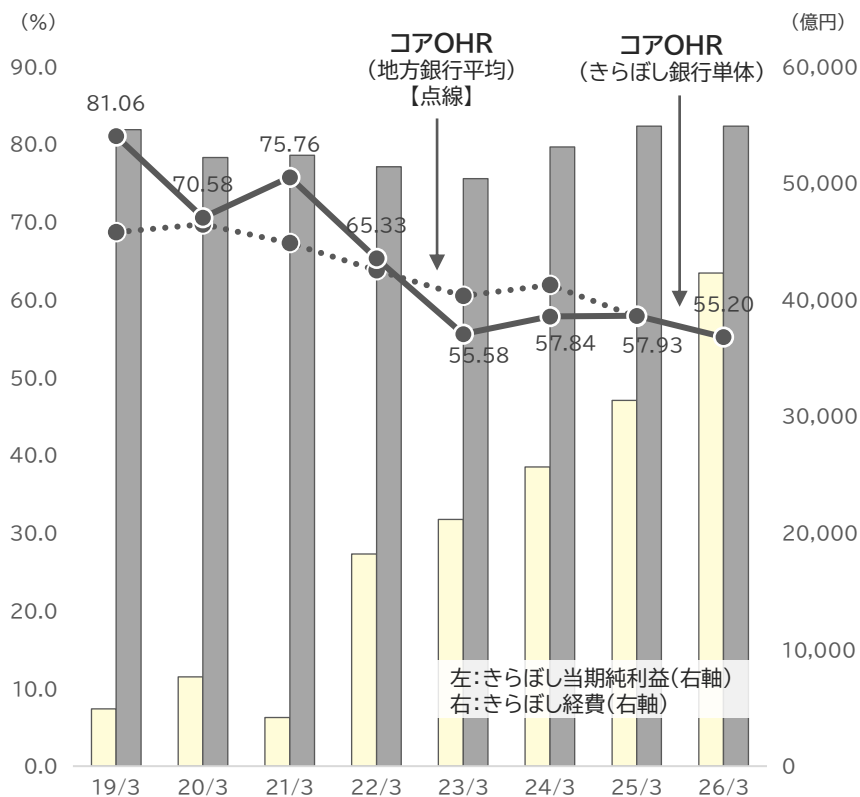


(備考)証券会社提供データにより作成

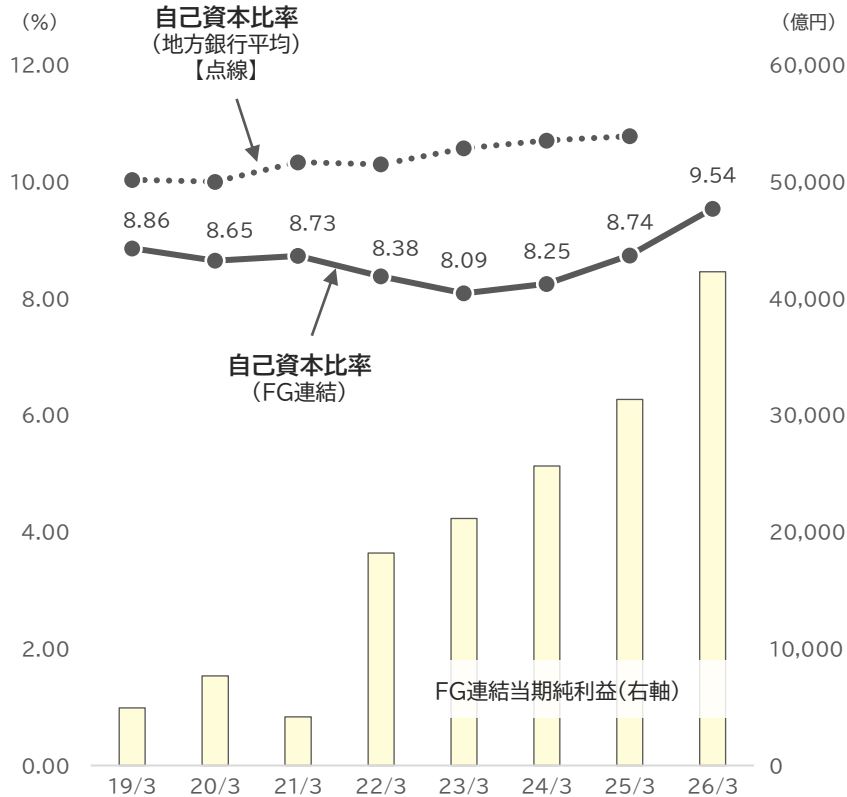
主要計数の地方銀行平均との比較

- 当行のOHRは、2023/3末以降、地銀平均と同水準で推移
- 前向きな投資による生産性向上が収益に反映

- 当社の課題である自己資本比率は24/3以降収益力向上とアセットコントロールで上昇した一方、地銀平均比で低水準



(備考)証券会社提供データにより作成



(備考)証券会社提供データにより作成

中期経営計画上の償還スケジュールの変更(第1回第一種優先株式)

第1回第一種優先株式 (株主:三井住友信託銀行)

中計

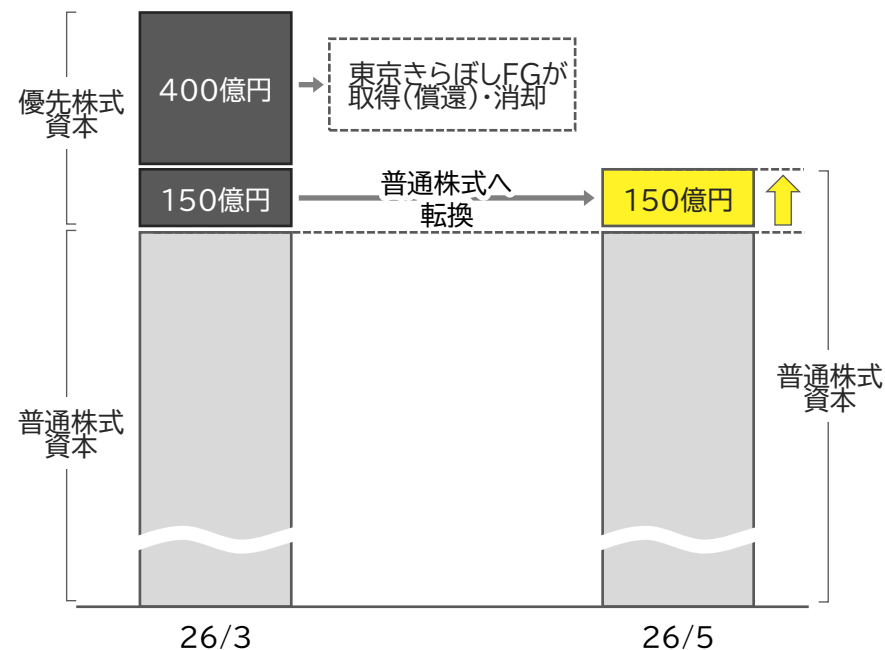
- 第1回第一種優先株式 については、
2026年度から2029年度にかけて償還



変更

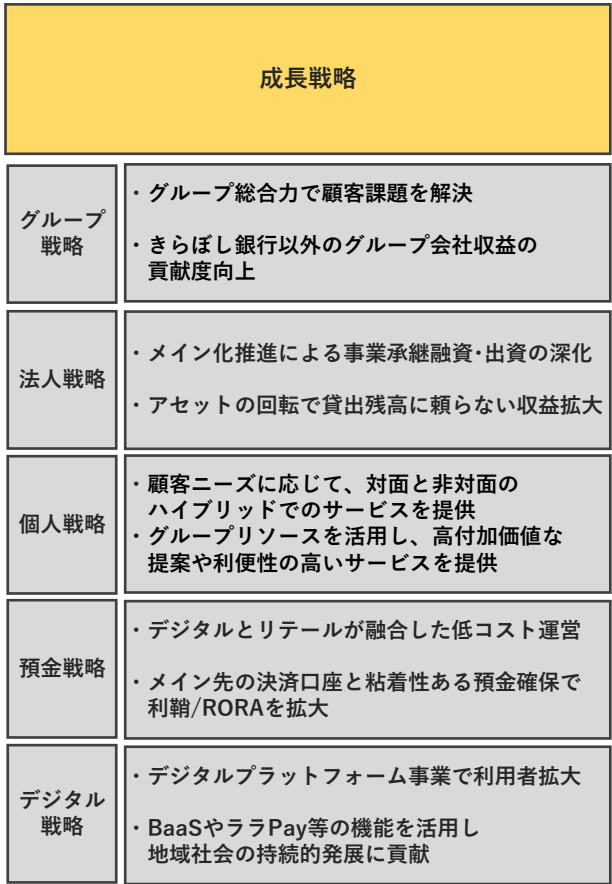
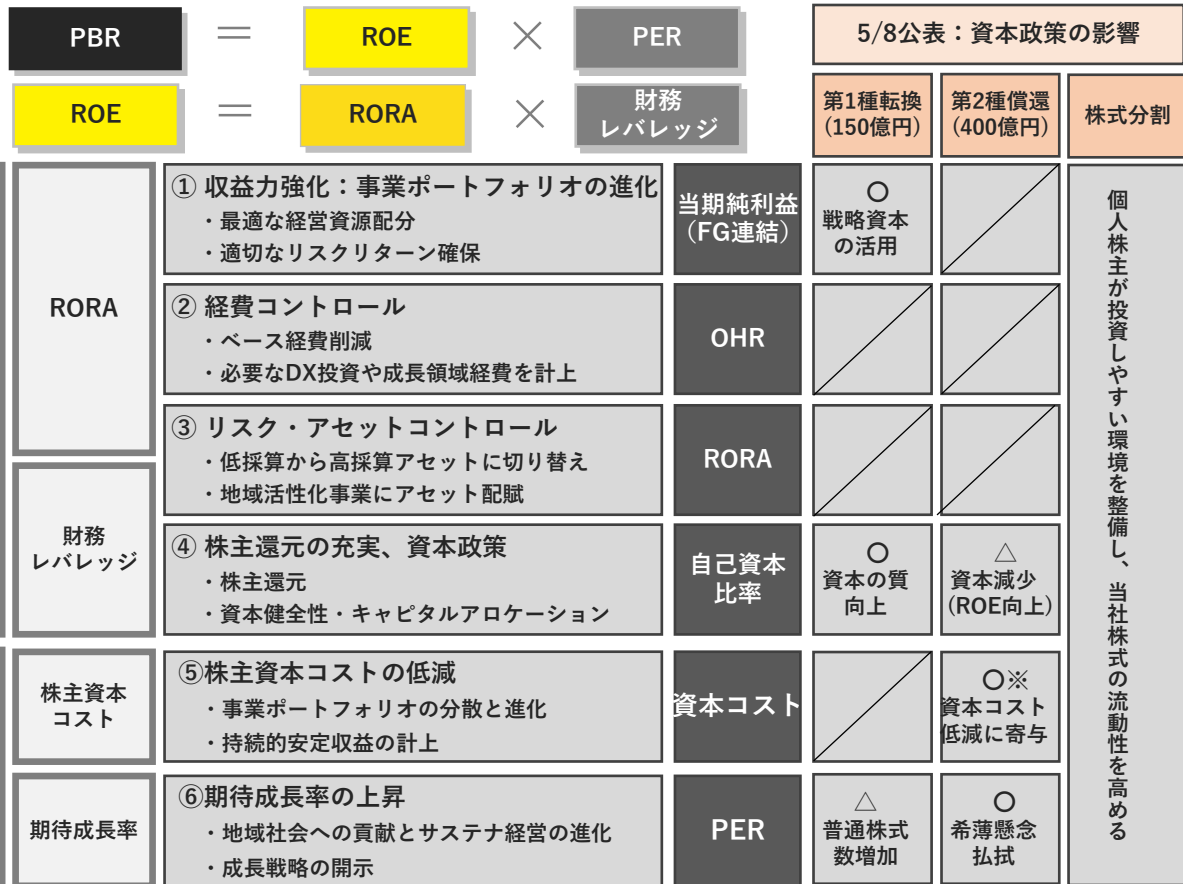
- 75万株全部(150億円)について、
株主である三井住友信託銀行より、
普通株式を対価とする取得請求権を
行使する意向である旨の連絡を受け、
普通株式に転換(取得・消却)

本件後の自己資本の状況



企業価値向上策：PBR改善に向けた取り組み

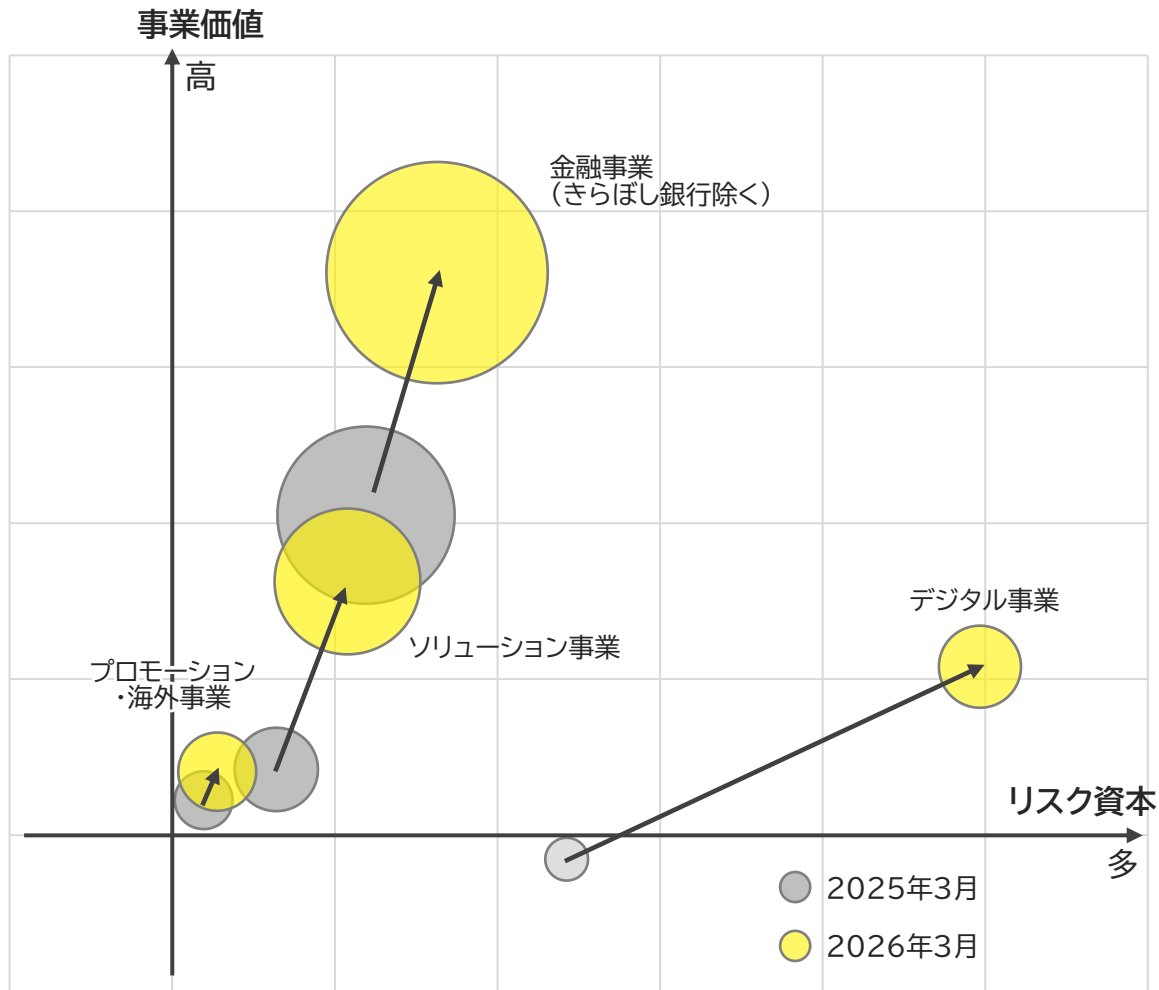
PBR向上に向けたロジックツリー



※優先株式償還により普通株主に帰属する企業価値の変動幅 (β) の低減を見込む
 (株主資本コスト：リスクフリーレート + β (株価感応度) x (市場の期待収益率 - リスクフリーレート))

事業ポートフォリオの進化

- アセットコントロールにより捻出された資本を成長分野に経営資源を投入し、グループ収益力を強化
(資本コストを反映した事業評価指標で定期的に検証)



デジタル	<ul style="list-style-type: none"> ■ UI銀行 ■ きらぼしテック
	<ul style="list-style-type: none"> ▶25年度通期黒字化 ▶デジタルとリアルが融合したデジタルリテールビジネスを展開し、リテール業務はUI銀行にシフトする方向

金融	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東京きらぼしリース ■ きらぼしライフデザイン証券 ■ きらぼしインシュアランスエージェンシー ■ きらぼし信用保証 ■ きらぼしキャピタル ■ きらぼし債権回収 ■ きらぼしJCB ■ 八千代信用保証
	<ul style="list-style-type: none"> ▶エクイティ投資ビジネスは、ソリューション事業等と連携し、付加価値の高いハンズオン支援を強化

ソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ■ きらぼしコンサルティング ■ アイティーシー ■ きらぼしシステム ■ きらぼしビジネスオフィスサービス
	<ul style="list-style-type: none"> ▶グループ連携による経営コンサルやDXソリューションの提供により利益が拡大し、事業価値向上

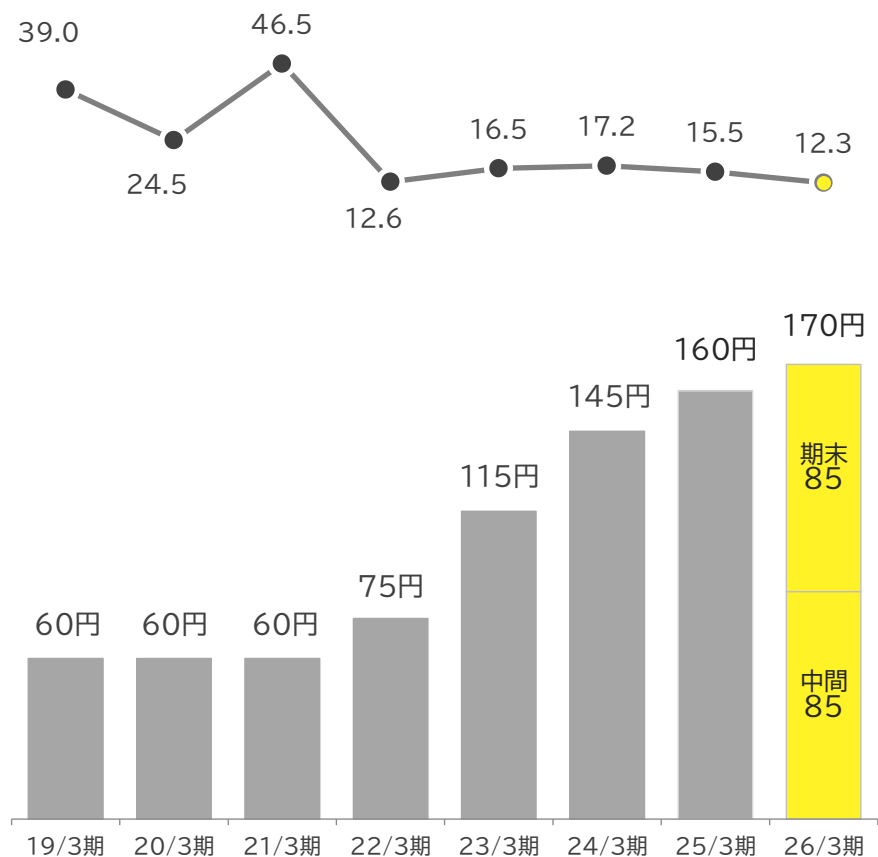
プロモーション ・海外	<ul style="list-style-type: none"> ■ ビー・ブレイブ ■ 綺羅商務諮詢(上海) ■ KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM ■ きらぼしビジネスサービス ■ 信銘冠嘉商務諮詢(北京)
	<ul style="list-style-type: none"> ▶取引先の海外進出やマーケティング戦略の展開をきめ細かく支援

※1 円のサイズは事業別利益規模

株主還元

- 本中計期間においては、優先株式償還に向けて内部留保を蓄積するために、配当性向20%程度を目安
- これまで優先株式償還に向けて蓄積してきた内部留保を株主還元へ充当し、配当性向を段階的に高める

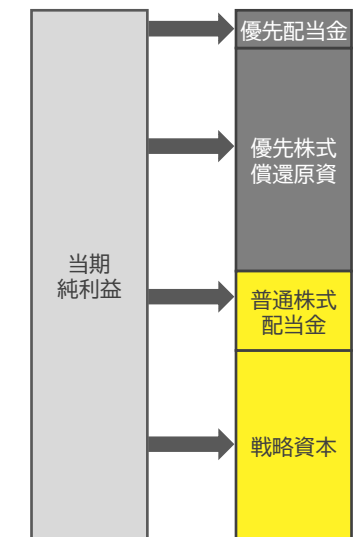
1株当たり年間配当金・配当性向（円、%）



従来

優先株式あり

- ✓ 優先株式償還原資
- ✓ 優先配当金
- ✓ 成長への戦略資本
- ✓ 普通株主への配当

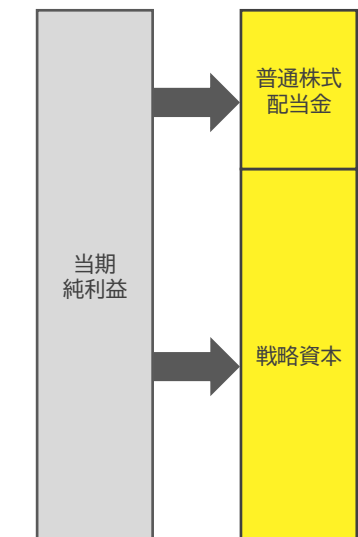


(イメージ図)

今後

優先株式なし

- 対応不要
- ✓ 成長への戦略資本**拡大**
 - ✓ 普通株主への配当**拡大**



(イメージ図)